

【社会保険適用時処遇改善コース】

■申請書類（原本）厚労省HPよりダウンロード	
<input type="checkbox"/> 1 キャリアアップ助成金支給申請書 (様式第3号)	社会保険適用時点の年度様式
<input type="checkbox"/> 2 社会保険適用時処遇改善コース内訳 (様式第3号・別添様式6)	
<input type="checkbox"/> 3 支給要件確認申立書 (共通要領様式第1号)	申請書提出時点の最新様式 ※4については新規登録や変更がなければ省略可。新規登録の場合は、店舗コードと口座番号が分かるものの写しを添付してください。 (通帳の表紙や、ネット銀行の場合はスクリーンショット等)
<input type="checkbox"/> 4 支払方法・受取人住所届 (厚労省HPよりダウンロード)	
■添付書類（写）	
<input type="checkbox"/> 1 適用前後の雇用契約書または労働条件通知書等	・社会保険の加入状況が明記され、延長メニューの場合は週所定労働時間が確認できる記載が必要です。 ・第2期以降の提出があるメニューは、各支給対象期中に追加で交付したものをそれぞれ提出してください。(賃金増額などの処遇改善が分かる記載が必要) ・手当等支給メニューについては、第4期で3年目の取組み内容(賃金増額の措置)が分かる記載のある通知書等が必要です。
<input type="checkbox"/> 2 適用前後または延長前後の賃金台帳等 (労基法第108条に定める項目を網羅しているもの)	・第1期は前後6ヶ月分が必要です。第2期以降は支給対象期中のものがが必要です。 ・後ろ6か月以降については、一月あたり11日以上勤務が必要です。11日に満たない月がある場合はその事情によって取り扱いが異なりますので一度ご連絡ください。
<input type="checkbox"/> 3 出勤簿またはタイムカード等	・上記賃金台帳等に勤務状況(出勤状況及び実労働時間)が記載されている場合は省略可。 ・上記3と連動する期間のものがが必要です。 ・各日の始業終業時刻及び1日あたりの労働時間がわかる表記が必要です。 (労働時間管理、賃金計算が正しく行われているか確認できるもの)
■高知労働局が必要とし、提出を求める書類（写）（共通要領0301・イを根拠とする）	
<input type="checkbox"/> 1 対象労働者の労働者名簿 (労基法第107条に定める項目を網羅しているもの)	・マイナンバーの記載箇所は <u>黒塗り</u> してください。
<input type="checkbox"/> 2 一時的に支給する手当(社会保険適用促進手当)が規定された賃金規定等	・手当等で労働者負担分の社会保険料を補填する場合は、その内容が規定された賃金規定等を第1期申請時に添付してください。
■中小企業事業主の場合	
<input type="checkbox"/> 1 事業所確認票 (様式第4号)	・厚労省HPよりダウンロードできます。 ・社会福祉法人等で、常時雇用する労働者数のみで中小企業判定を行う場合は、専用の確認書を高知労働局HPよりダウンロードしてご提出ください。
■下記に該当している場合（写）	
<input type="checkbox"/> 1 特定適用事業所該当通知書	・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申し出をした事業所に交付されるもの。 (紛失した場合は年金事務所等に再発行をご依頼ください)
<input type="checkbox"/> 2 任意特定適用事業所該当通知書	
<input type="checkbox"/> 3 一時的に支給した手当を恒常的に支給する旨を規定した改定前後の就業規則または労働協約等	・手当等支給メニューの3年目の取組みにおいて18%以上の増額を手当等で支給している場合は、その内容が規定化されている規則が第4期申請時に必要です。

《申請期間内の提出をお忘れなく！》

支給対象期（6か月の賃金算定期間）分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内が申請期間です。

(初回) 社保適用が4/1で、賃金日額が月末、翌月15日払いの場合、6ヶ月分(4/1～9/30)の賃金は10/15支払いなので、10/16～12/15が申請期間です。

(第2期以降がある場合) 前回の賃金算定期間(上記の例では4/1～9/30)の後6か月(10/1～3/31)を次の支給対象期とし、その支払い(4/15)の翌日から2か月以内(4/16～6/15)となります。

・・・・・・・・ よくある質問 ・・・・・・・・

Q.労働者が社会保険に入るだけで申請できるの？

A.社保加入によって労働者本人の負担分が発生し手取りが減ってしまうことについて、減らないための何らかの取り組みを行った事業主に対する助成金です。単に労働者が社保に加入した事実だけでは助成対象になりません。



高知労働局

助成金センター TEL.088-878-5328 キャリアアップ担当